

平成 26 年度第 2 回登別市子ども・子育て会議 会議録

■日 時 平成 26 年 8 月 5 日（火）18 時 00 分から 20 時 20 分

■場 所 登別市役所 第二委員会室

■出席者 会 長 石垣 則昭

委 員 戸井 肇、大熊 幸子、堀井 有子、稲葉 雅幸、木村 由起、竹中 修志、
北林 純子、工藤 元子、河上 良枝、千葉 由起、堀切 智恵子、鳴海
文昭、伊藤 正晴

事 務 局 二階堂保健福祉部長、松本保健福祉次長、

吉田子育てグループ総括主幹、中井子育て支援主幹、藤田子育て支援主幹、
山本主査、百貫主査、北山担当員、佐藤担当員、高田担当員、側担当員

以上 11 名

- 議 題 協議事項
- (1) 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考えについて
 - (2) 子ども・子育て支援新制度施行に伴う各種基準（条例）について
 - ・家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（案）
 - ・登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（案）
 - ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）
 - (3) その他

■資 料 資料 1 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方について

資料 2 子ども・子育て支援新制度施行に伴う各種基準（条例）について

◎開会の宣告（18：00）

（事務局）

ただいまより平成26年度第2回登別市子ども・子育て会議を開催いたします。

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方について

（事務局）

それでは、資料1「子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方について」の説明をいたします。

～資料説明～

（石垣会長）

一番大事なことは、何がどう変わったかということを確認にすることです。従来の経緯、今回の変更になった部分、その理由という説明があって、そこで意見や質問があるかという流れにならないといけない。今後の街づくりの根幹を担う子育てについての協議をするために、皆さんは各々の立場から出席されているわけです。我々各々の立場から話しをしようとしても、何を話すべきか、具体的にどうしたらよいのかということが見えない説明では協議は難しいと思います。

(事務局)

子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画を引き継ぐものになりますが、今回の変更点はもう少し詳細な説明が必要であったと考えております。

(石垣会長)

今回は私から事務局にお尋ねしていくという形にいたします。その都度、具体的な内容を皆さんに理解していただきたいと思っております。

まずは子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方を踏襲しますが、文言的な変更はします。それは法令や市における状況、これから進めて行くまちづくりの視点のために変更してまいりますということですのでよろしいですね。

(事務局)

結構です。

(石垣会長)

それを基本に進めていくということです。それでは4ページ「3 基本理念」です。次世代育成支援行動計画では「環境づくり」となっていたのですが、子ども子育て支援事業計画では、「夢のあるまち」に変更となりました。この根拠をご説明ください。

(事務局)

次世代支援行動計画では、各種施設整備等を含めた環境づくりを中心に考えてきましたが、そればかりではなく、子どもや地域の人々が子どもを産み育む上で夢のもてるまちにしたいという意味合いを込めて今回提案をさせていただきました。

(石垣会長)

「夢のあるまち」という言葉には環境も含まれるので、もっと広い意味で「夢のあるまち」という表現にしたということによろしいですか。

(事務局)

そうです。

(石垣会長)

この辺の文言の修正等の意見はありますか。賛成意見等含めてどうぞお願いします。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

表現はよいと思いますが、多少具体性に欠けると感じます。「夢のあるまち」とは何だろうか。事務局の説明からすると、次世代育成支援行動計画ではまず子どもありきであったが、子ども・子育て支援事業計画は、子どもそのものではなく保護者をどう支援していくかということであるという取り方をしました。その辺りの私の理解が正しいのかどうか。その取り方次第でこの基本理念が適切な言葉なのかどうか判断できると思います。

(事務局)

来年4月からの子ども・子育て新制度に基づき、子ども・子育て支援事業計画を進めていきます。この計画は国からの消費税を基にした財政支援という側面が大変強くなっていますが、市としてはただ単に国からの財政支援を基にした計画ではなくて、次世代育成支援行動計画を引き継いだ上で、なおかつ新制度の子育て世代への財政支援の2つを両立させた計画にしていきたいと考えています。

(石垣会長)

戸井委員の質問は、これまでは子どもの支援が中心だった感があるが、新制度では今までの支援を踏襲しながら、さらに家庭、保護者も見えていくようになってきているように感じられる、その理解で正しいかということです。

(事務局)

今回は保護者への経済的な支援ということが打ち出されてきています。これまでの国の施策の流れとして、社会保障の部分では子育て世帯にはさほど目が向けられていませんでしたが、来年4月からは消費税を財源として子育て世帯に振り向けられる新制度が始まります。保護者も子どもたちもすべて含んだ支援という計画になります。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

つまり子どもだけではなくて、保護者も一緒に支援していくということですね。

(石垣会長)

ここで一番大事なことは「環境づくり」から「夢のあるまち」に変更になったという中で、今までは子どもたちだけだったのが、今回は保護者も含めて基本理念を広げていくということです。この基本理念を基にして、8本の基本的視点が出てきます。ネーミングについては戸井委員から「夢のあるまち」では多少具体性に欠けるという意見がありました。

(堀切委員)

もし説明なしに文字だけを見た場合、「環境づくり」は箱物を指していたと思いますが、「夢のあるまち」は具体的なものがないので、箱物から理想論になってしまったという印象を受けます。先ほどの事務局が言われた「夢のもてるまち」の方が納得できると思いました。

(石垣会長)

「夢のあるまち」は神棚の上にあるようなまちのような印象ですが、「夢のもてるまち」ならば皆で努力をして作り上げていきたいと思いますという意志が働くという違いがあるわけですね。

(堀切委員)

そうです。今の説明でそのように理解はできました。言葉だけを見ると、お金のかかる箱物から、お金のかからない夢としたことで、環境的な部分は切り捨てられたのではないかと思えたわけです。「夢のもてるまち」になるのであれば私は賛成です。

(石垣会長)

堀切委員からは、「夢のもてるまち」にしてはどうかという意見です。

(事務局)

今おっしゃられた通り、確かに「夢のもてるまち」という表現がよいかと思います。皆様のご意見が一緒であればそのように変更したいと思いますが、どうでしょうか。

(竹中委員：登別商工会議所)

皆さんの意見と同じですが、支援計画となっていますから、対象を絞った方が支援しやすいと思います。「夢のあるまち」、あるいは「夢のもてるまち」ではさまざまな事を支援する必要があります。そこには人員やお金も関係してくるため、どこかに特化した形でもよいかと思います。

(石垣会長)

焦点化と言うか、視点を明確にして進めた方がよいという話です。

(事務局)

竹中委員のご指摘ですが、基本理念を基に現行では6つの基本目標があり、さらに個別の事業が展開されることとなります。そういう意味では基本理念は、それらすべてを踏まえた表現がふさわしいと考えてお示ししているものですが、いかがでしょうか。それぞれの世代、子どもの年代に応じた施策や方策は、今後ご協議いただきたいと思います。

(石垣会長)

基本理念を基に展開される具体的な内容が今後示されますが、それを実現するために表現された内容が「夢のあるまち」ということです。しかしご指摘のように「夢のあるまち」では、かなり大雑把なため、目を向けなくてはならないことが多くなるという懸念があるということです。それは今後の展開の中でお話しをされるということで、よろしいでしょうか。

(竹中委員：登別商工会議所)

わかりました。

(石垣会長)

話しを戻します。「夢のあるまち」、あるいは「夢のもてるまち」ですが、皆さんからの意見によって文言の修正は可能なわけですね。

(事務局)

可能です。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

私も「夢のもてるまち」の方が能動的に感じられてよいと思います。

(千葉委員)

市民の方が見たときに、「夢のもてるまち」の方が自分も参加したいと思しやすいのではないかと思います。

(石垣会長)

それでは「夢のもてるまち」と変更する事については皆さんよろしいですか。基本理念なので、この言葉によって内容の捉え方がすべて変わってきます。非常に重要な部分だと思います。

(北林委員：登別市民生・児童委員協議会)

「夢のあるまち」と聞いて少し軽く感じましたが、「夢のもてるまち」は具体的に見えてくるのでよいと思います。それと4ページの基本理念の枠内に「地域社会に明るい未来をつくり出すものです」とありますが、「未来をつくり出す」というのは素敵な理念だと思います。「夢のもてるまち」もよいですが、「健やかに育てる未来をつくり出すまち」とするのも具体的でよいと思います。

(石垣会長)

とても先が明るいと、見通しがよいと、そういう願いが込められているというお話でした。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

私は地域社会ばかりでなく、家庭、行政、皆で「明るい未来をつくるまち」とした方がよいと思います。

(石垣会長)

「夢」という言葉は漠然としているので、「明るい」方がもっと具体的であるというお話です。堀切委員も鳴海委員も全く同じ考え方ですね。具体的に未来を思考したいという考え方ですが、どうでしょうか。

(木村委員：子育てサークルの代表)

私も「地域社会に明るい未来をつくり出すものです」という文章がとてもよいと思っていますので、「明るい未来をつくり出すまち」というネーミングの方が具体的に合っていると思います。

(石垣会長)

今お話にあったように「明るい未来をつくり出す」は皆でつくり出すという願いが込められているということだと思います。

(堀井委員：登別市社会福祉協議会)

皆さんの意見を聞いていて「夢のもてるまち」でもよいかと思いましたが、「明るい未来をつくり出すまち」の方がより具体的なイメージが湧くと思います。

別件ですが「安心して子供を生み」の子供の「供」が漢字になっていますが、今はひらがなの方が主流ですので、ひらがなの方がよいかと思います。

(石垣会長)

大人のお供ではなく、自立した人間であるということから「子供」でなく「子ども」と表記しましょうと言われておりますので、訂正いただきたいと思います。ご指摘、ありがとうございます。それでは「明るい未来をつくるまち」でどうでしょうか。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

「夢」は大きな括りなので、それもありかと思いましたが、「明るい未来をつくるまち」の方がより支援事業計画には相応しいかと感じました。

(石垣会長)

それでは「明るい未来をつくるまち」ということでよろしいでしょうか。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

この中で「健やかに育てる」の「る」は必要ですか。

(石垣会長)

これは接尾語なので「る」は必要なく、文言は「育て」でよいでしょう。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

そうすると「安心して子どもを生み 健やかに育て 明るい未来をつくるまち」になりますね。

(石垣会長)

そうですね、そのようにお願いしたいと思います。基本理念には大きなご意見をいただきましたが、よろしいですか。この考え方に基づいて5ページの「基本的な視点について」も次世代育成支援行動計画を継承しながら、若干の文言等の変更があるようです。6ページ「子どもの視点」から「視点1 子どもの幸せを第一に考える視点」に文言を変えました。説明をお願いいたします。

(事務局)

「子どもの視点」とした場合、単純に子ども目線のことと捉えてしまいます。しかし、基本的に子どものための各種の法律や制度はすべて子どもにとっての利益や幸福を第一にという部分が各種制度の中では共通にあることから、「子どもの幸せを第一に考える視点」と変更しました。それは子ども側から見た視点だけではなく、客観的に見た場合でも子どもが幸福であることを第一に考えるという意味合いが込められています。

(石垣会長)

子どもの視点から踏み込んで、子どもの幸せを第一に考えるという踏み込みを持ちながら変えたということでもよろしいですか。「児童の権利に関する条例」にも同じような文言は出てきますが、この文言はどうでしょうか。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

「第一に」という言葉に抵抗を感じます。「第一に」というのは最重点ですから、子どもの幸せを最重点に考えるのはどうかと思います。

(石垣会長)

子どものことを一番に考えることが大事ということは間違いないが、表現の方法はどうかという意見です。「第一に」という表現は、事務局として何か狙いがあるのですか。

(事務局)

「まず初めに」という意味合いで「第一に」としました。

(石垣会長)

何よりもまず初めに子どもの幸せを、ということで「第一に」にしたということです。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

この「児童の権利に関する条例」の中で児童に関する措置を行う時には、児童の最善の利益を考慮してという規程があるので、おそらく「第一に」という表現を使ったのだと私は理解しています。

(石垣会長)

条例にある表現から「第一に」としたのではないかということです。それも大事ですが、別の表現の案がありますか。

(大熊委員：地域型保育の代表)

私はそれで問題ないと思いました。

(工藤委員：のぼりべつ男女平等参画懇話会)

私も「第一」でよいと思いました。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

私も「第一に」はあった方がよいと思います。現在基本的な視点は8つあって、その中での最優先事項がこのことだと思います。基本的な視点が重要度順に並んでいるのかどうか不明ですが、例えば他の基本的な視点を除外してでも、子どもの幸せを考えなくてはいけないことが出てくると思います。従って「第一に」ということでトップであると思います。

(石垣会長)

この支援事業計画でのトップはこれで、かつ視点1からの序列も含めて、あえて明確に「第一に」という表現はどうかということです。それでは「第一に」という事務局案でもよろしいでしょうか。しかしその「第一に」という意味はこんな意味ということをお我々自身が理解しておかないといけないと思います。

それでは7ページ、「すべての子どもと家庭への支援の視点」を「視点2 すべての子育て家庭を支援する視点」、「視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点」と2つに分けました。この違い、根拠の説明をいただけますか。

(事務局)

2本に分けたというのは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という部分をあえて活

用して抜き出そうということで、視点3として追加しました。その上ですべての子どもと家庭への支援ということ、**「すべての子育て家庭」**とすることで双方含まれるだろうという意味合いでこういう表現にまとめたということです。

(石垣会長)

明るい未来をつくるために、「すべての子育て家庭を支援する視点」、明るい未来をつくるために、「仕事と生活の調和実現を促す視点」と繋がっていくのですね。内容を含めてこの表現はどうでしょうか。

(稲葉委員：登別市社会福祉協議会)

視点2の「すべて」とはどういうことを意図されているか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

行政が行うこととしては保育所等が多いのですが、例えば1・2歳児がいる専業主婦等に対しては、何もサービスがないように見えがち気がします。実際にはそういう人たちに対しての相談や活動等は当然行っています。サービスの対象が、働く親のような特定の人だけに偏るのではなく、皆が各々の立場で各種のサービスを受けられるようにしようという意図です。

(稲葉委員：登別市社会福祉協議会)

あらゆる子育ての家庭に支援が行き渡るようにということを強調しているという捉え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

そうです。すべての子育て世帯ということですね。

(石垣会長)

「すべて」という言葉は視点1～8のすべてにかかわるということですね。

(事務局)

そうですね。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

視点3の説明文で「子育て仕事」となっていますが、ここは「子育てと仕事」ですよ。

(事務局)

そうです。

(石垣会長)

私から1つお話しを申し上げます。おそらく視点1～8まで進めていくと、すべて関連性が出てくると思います。従って議論する視点から、前の視点に戻ることもあると思いますが、その方が多様な意見を皆さんからいただけたらと思います。

それでは次のページの視点4です。「社会全体による支援の視点」から「地域社会全体で子育てを支える視点」に変更したという根拠、意図を含めてご説明いただきたいと思います。

(事務局)

「社会全体」を「地域社会全体」と変更したのは、まさしく現代では地域の力は必須であり、また力が失われていると言われている現状でもありますが、やはり地域の力は必要だということで、あえて「地域」と入れました。わがまちでわがまちの子どもたちを支えるのだというイメージですね。

(石垣会長)

説明の文章が、これまでの固い感じから柔らかくわかりやすくなっています。『子どもは社会の宝』であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。」といった文章ですが、いかがでしょうか。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

これは二面性があると思います。地域社会と言うと、当事者意識の面もあると思いますが、逆に「地域社会」と括ることで、それでは道や国はどうか、結局、地域となると小さなコミュニティになってしまいます。そういう二面性があるので、その表現が妥当かどうか何とも言い難いです。

(石垣会長)

「地域」という言葉を付けると、考え方によっては自分が住んでいる地域、町内会になってしまう可能性もあります。そうではなく、登別市全体という地域社会になるわけです。しかし、北海道からその視点で考えたら地域社会とは言わないですね。「地域社会」という文言はどうお考えでしょうか。

(堀切委員)

「地域社会」として自分たちのことであるという意識を持ってもらった方がよいかと思います。その方が登別市の計画としてはよいのかと思います。まず動かなければいけないのは自分たちであるという意味では「地域社会」でよろしいかと思います。

(石垣会長)

登別市に住んでいる私たち皆が当事者意識を持ちましょうという意味で、あえて「地域社会」という表現はどうですかというご意見です。いかがでしょうか。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

その二面性で引っ掛かっています。実際のところ、この計画ができた時に我々市民、地域社会という部分ですが、計画の当事者には行政も含まれます。道や国との窓口になっているのが行政なので、その人たちにも当事者意識を持ってもらいたい。我々ではできることに限界がありますので、その部分を道や国に働きかけしてもらわなければならない部分が当然出てくると思います。

(堀切委員)

行政側が自らを地域全体の代表であると思っているかどうかの意識ですね。行政の窓口である市役所の職員たちが、自分たちの地域の一員の代表として道や国に働きかけていくという意識があれば、まず問題ないかと思います。

(事務局)

私たちも地域社会の一員として、この地域をいかに良くするかということ日々考えて仕事をしているわけで、まさにおっしゃられる通りです。

(石垣会長)

そうすると、事務局案の「地域社会」という表現でよろしいですか。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

「地域社会全体で」と言う地域社会のみを指している感じがします。4 ページ「基本理念」の説明で、「健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など」云々と書いてありますので、「地域社会全体」を「地域社会等」で考える視点となれば、地域社会の他に家庭・事業主・行政等が関連してきます。従いまして、「地域社会等」という表現ではどうかと私は思います。

(石垣会長)

鳴海委員の意見は戸井委員や堀切委員とまったく同じ意見で、「地域社会」となるとコミュニティ

だけを意味するが、そうではなく行政やさまざまな部署も入ってくるので「等」を入れて「地域社会等全体で」と入れたらどうかという意見です。文言の変更はよろしいでしょうか。

(特に意見無し)

それでは次の「視点5 地域の社会資源を活用する視点」に移りたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

(事務局)

視点の文言は変更ありませんが、説明文が長かったため、可能な限りシンプルにまとめたというところでは。

(石垣会長)

次世代育成支援行動計画の中で書かれている意を尽くす内容でまとめられているかどうか、見比べてその辺りはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(特に意見はなし)

それでは視点6に移ります。「サービス利用者の視点」と「サービスの質の視点」を「視点6 サービスの量と質を確保する視点」と1つにまとめられました。説明をお願いします。

(事務局)

子ども・子育て支援事業計画では必要な量と質の確保という文言が散見されます。特に保育や教育等の量と質を確保することが、法律上重要な指針としてあがってきているので、関連するサービスの部分を、「サービスの量と質を確保する」という文言でまとめたというところでは。

(石垣会長)

明るい未来をつくるためにサービスの量と質を確保する視点、かなり具体的です。明るい未来をつくるために「サービス利用者の視点」、明るい未来をつくるために「サービスの質の視点」に一致すると思います。内容はどうでしょうか。サービスの量と質とはどういうことを考えていますか。

(事務局)

量ということでは、待機児童解消のために保育所での受け入れ人数を確保する、あるいは放課後児童クラブ等も待機児童は絶対出さないという考えで行っているということです。質は、子どもの安全性や見守り的な部分も当然あるし、また保育所であれば保育士の能力の向上等がさまざま入ってくるでしょうが、イメージするものとしてはそのような部分があると思っています。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

「確保する」と言うと、それだけを確保すると捉えてしまいます。「サービスの量と質を充実する視点」という文言の方がよいと思います。

(石垣会長)

確保は言われるまでもなく当然のことだから、よりよいものにするために「充実」という言葉に変更したらどうかということです。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

確保は当然ですから、それが視点では多少物足りなさを感じます。

(木村委員：子育てサークルの代表)

説明文の「量の確保だけでなく質の向上」ですが、「だけでなく」は必要ないと思われます。

(石垣会長)

単に量とか質と謳うより、もっと広げたらどうかというご意見です。そうすると「サービスの量と質等の充実を確保する視点」という表現になりますが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

説明文の方は「量と質の向上に取り組みます」となりますか。

(石垣会長)

量は確保、質は向上ですね。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

私は視点 2 と関連させたいと思います。視点 2 の説明文で「子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した～」とあるので、この辺を関連させて「さまざまなニーズに対応したサービスを確保する視点」、あるいは「さまざまなニーズに対応したサービスを充実させる視点」としてはどうでしょうか。

(石垣会長)

「さまざまな」という言葉を考えると、質と量以外のことも入ってきます。

(戸井委員：登別市 PTA 連合会)

間に「良質なサービス」と入りますか。そうすると質の部分も入ります。

(事務局)

「さまざまなニーズに対応した良質なサービスを充実させる視点」ということですね。

(工藤委員：のぼりべつ男女平等参画懇話会)

長いですね。8つの視点はよくまとめられていると感じられたことから、言葉だけですべてを表現するよりは、視点なのでコンパクトにわかりやすいようにした方がよいと思います。

(石垣会長)

そうしますと、今いろいろと意見で出された言葉を説明文の盛り込んでいくということです。これは事務局の宿題とします。

それでは 11 ページ、「地域特性の視点」が「視点 7 地域の実情に応じた取り組みの視点」、「次代の親づくりという視点」が「視点 8 次代の担い手づくりという視点」に変更ということで説明をお願いします。

(事務局)

「地域特性の視点」から「視点 7 地域の実情に応じた取り組みの視点」への変更は、より具体的な表現に変更したということです。それから「次代の親づくりという視点」から「視点 8 次代の担い手づくりという視点」の変更は、「親」という言葉を「担い手」と幅広い意味の文言に変更したということです。

(石垣会長)

これについてはいかがでしょうか。

(特に意見はなし)

それでは視点 1 から 8 まで見てきましたが、通して意見があればお願いしたいと思います。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

4 ページの基本理念の説明文で「この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として大切にされ～」の「人間として」という文言に抵抗があるので私としては「地域社

会などで子どもが大切にされ～」とした方がよいと思います。それと後半の「健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯で作りに上げていきます。」も「行政などが連携して作り上げていきます」というように「連帯」を「連携」と変更した方がよいと思います。

(石垣会長)

子ども・子育て支援事業計画は地域コミュニティを含めて子どもを育てるという視点ですので、「子どもが人間として」という表現は虐待、あるいは認められていないというマイナスのイメージになります。しかしこの会議の目的や趣旨を考えるとそういう内容でもない、地域の皆でつくっていきましょうと考えるならば、「地域社会などで」という内容になるのではないかというご意見であったと私なりに解釈しましたがよろしいですか。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

はい。「地域社会などで子どもが大切にされ」、そして次の「行政などが連携して作り上げていきます」という形の方がよいかと思います。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

私は「人間として大切に」はあってもよいのではないかと思います。私の立場からいろいろな親を見ていると、子どもをペットとして可愛がっているとしか思えないような人が実に多いと感じています。大切にするのはもちろんですが、やはりそこは一個の「人間として」という部分を強調してほしいと思います。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

確かに戸井委員が言われたこともあると思いますが、子どもが「人間として」などというのは当たり前のことです。人間なのですから。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

その当たり前が実はできていないのです。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

私が所属している要保護児童対策地域協議会では、虐待関連が非常に多くあります。子どものことを大切にされていれば当然起こらない問題だと思いたいますが、実際には全国的にも広く起きています。そういう状況がある中で改めて「人間として」大切にされるという理念は必要だと思います。

(堀切委員)

私も必要だと思います。子どもを社会に対応できるように育てることが親の仕事だと思いますが、それに加えて、子どもを一個の人間と思って育てていくことが根本的に大事なことはないかと思います。一個の人間が生まれてきて自分もその子と一緒に「親」に育っていくというその過程をきちんと意識しないといけないと思います。

(石垣会長)

ここは皆さんの合意ですね。今こういう事情にあるからあえて「人間として」という皆さんのメッセージとして言葉を入れましょうということです。この辺はどうでしょうか。

(北林委員：登別市民生・児童委員協議会)

未来をつくる希望のある子どもが人間として立派に育つためにも「人間として」という表現はよいと思います。

(稲葉委員：登別市社会福祉協議会)

虐待等も多い時代ですから、あえてということで入れても構わないと思います。

(石垣会長)

そこに私どものメッセージを含めながら、あえて「人間として」という文言を入れるということではよろしいでしょうか。鳴海委員、いかがでしょうか。

(鳴海委員：登別市連合町内会)

結構です。

(石垣会長)

あとは「連帯」、これは目的意志や合意形成ですから、「連携」に修正をお願いしたいと思います。それ以外にはありますか。

(特に意見無し)

それでは12ページの「5. 基本目標について」です。今のことを受けた形で基本目標はこのようになるとまとめていただきました。

(河上委員：登別市障害者福祉関係団体連絡協議会)

障がいのある子どものことは「要保護児童への対応等、きめ細かな取り組み推進」に含まれるイメージすればよいのですか。

(事務局)

次世代育成支援行動計画のときにも文言的には障がい児の関係は「要保護児童への対応など」という括りに入っていました。

(河上委員：登別市障害者福祉関係団体連絡協議会)

そうだったのですか。そう聞けばわかるのですが、「要保護児童等」としていただいた方が障がい児も含まれているイメージしやすいと思います。きちんと土台の文言に載らないと、なし崩し的に消えていく可能性があります。

(事務局)

それでは「要保護児童等への対応やきめ細かな取り組み推進」という表現でよろしいでしょうか。

(河上委員：登別市障害者福祉関係団体連絡協議会)

はい。

(石垣会長)

書かれているかないかというのは、私はかなり大きなことだと思います。今の意見は本当に重要です。

(北林委員：登別市民生・児童委員協議会)

「要保護児童等」としても、支援が必要な障がいのある方とはさほどイメージしづらいかと思いません。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

要保護児童対策地域協議会で扱うお子さんを「要保護児童等」という括りにしています。それは要保護・要支援・特定妊婦という括りですが、そのイメージがあるため障がいのある児童というイメージに結びつきません。今までの計画の中でもそういう表現が出てこなかったため、今回盛り込むのであれば、ここは明確に示した方がよいと考えます。

(石垣会長)

「等」では読み取りづらいので、あえてその項目を明確につくることの方が大事ではないかということ。そうすると項目を1つ起こすということになるので、次回までの宿題ということによろしいですか。

(伊藤委員：要保護児童対策地域協議会)

わかりました。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

基本目標2の「親と子の健康の確保と増進」ですが、日本PTA全国協議会でもよく出てくるのが、「親」という表現の是非です。親に育てられていない、祖父母であったり養父母に育てられた子どももいるということを考えると、「保護者」という括りの方がよいのではないかと思います。

(石垣会長)

ここに掲げている視点の中に「親」という表現が何か所かありますが、すべて変えた方がよいということですね。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

はい。

(堀切委員)

「親と子の健康の確保と増進」ですから、親の健康と増進という捉え方であって、保護者ではないと思われれます。市が例えば保護者である祖父母の健康と増進まで考えてくれるのならば、保護者としても構いませんが、おそらくそこまでは考えていないでしょう。「親」の健康と増進について考えているならばこのままでよいのではないかと思います。

(戸井委員：登別市PTA連合会)

そうすると、なぜ親の健康の確保と増進を図るのかという根本を考える必要があります。

(堀切委員)

その意味で事務局はどう考えて「親と子の健康の確保と増進」にしたのかということです。

(事務局)

次世代育成支援行動計画の際に「母性及び乳幼児の健康の確保と増進」と表現をしていたのですが。

(堀切委員)

母性・母体ですよ。

(事務局)

はい、それがもともとでした。

(堀切委員)

そうすると「妊婦と子」ですよ。そう謳った方が明確でよいのではないですか。

(石垣会長)

それではここは宿題にさせていただきましょう。

(木村委員：子育てサークルの代表)

妊婦だけならば、産後も健康診断などがあります。それならば、もとの「母性」のままでよいのではないですか。

(堀切委員)

それはどういう範囲で見るとかという、事務局の宿題だと思います。

(石垣会長)

それ以外の「親」という表現も各実情や内容に応じて少し検討いただけますか。事務局にお任せしてよろしいですか。

(堀切委員)

結構です。

(石垣会長)

それ以外にありますか。

(特に意見無し)

それではこれで上げたいと思います。重要なのはこの言葉ではありません。我々の解釈、押さえ方、捉え方が今後市の中で大きく影響してきます。

2. 子ども・子育て支援新制度施行に伴う各種基準（条例）について

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（案）
- ・登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（案）
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）

(事務局)

それでは、資料2「子ども・子育て支援新制度施行に伴う各種基準（条例）について」説明をいたします。

～資料説明～

(石垣会長)

国の最低基準としてこのような条例が出されてきました。その最低基準に則った形で登別市としては独自の考え方をもっていきたいということです。

(事務局)

これからは配置基準の部分と独自事業、例えば幼稚園で英語教育や語学教育といった将来につながるような生きた教育のような事業を、仮に市が行うようお願いした場合、今の法令では実施したはいいが、最終的に保護者負担に跳ね返ってしまう可能性があります。その部分を市が上乗せして経費を見ることができるようなものを入れたいと現在考えています。

(石垣会長)

国から出された条例は最低基準なので登別市としては当然おさえるが、それとは別に皆さんのニーズに応える形のものをつくっていききたいということですか。

(事務局)

基本的にはほとんどの事業は条例に直接載せなくても対応が可能であろうと思っています。しかし、それだけでは対応できない部分もあるかもしれないということで、条例の文言に条項を多少追加して対応できるような形を取りたいと考えています。

(事務局)

今、各委員に配付した3つの条例案は、国から示されたものですが、そこに条項を1つ、2つ追加させていただきたいと現在検討中です。追加したものは、出来上がり次第各委員に送付させていただきます。それに対する意見がありましたら事務局の方へお寄せください。

(石垣会長)

条例がありますが、さらに登別市では手厚く対応するために1つか2つ条項を加える、その文言整理が済んだら皆さんに提示をして、そして改めて次回検討をいただくということによろしいですか。

(事務局)

はい。それで今回議題1で議論した基本的な考え方がベースとなって、子ども・子育て支援事業計画がつけられます。計画の中身は、基本的な考え方を基に子育てに関する各種事業を打ち出していくわけですね。そのうちの大きなものが給付という形で一律の制度の中で子育てを確保することになり、具体的な部分が公定価格となります。この新制度は4月1日からですが、来年の子どもたちの幼稚園の受付開始が10月からとなっています。そうすると10月1日に施行させ、この条例を基に制度に則って事業所なり幼稚園、社会福祉法人等が運営をしたいという申し立て期間がある程度必要となります。来年の4月1日に間に合わせるため、今年の10月1日に条例を施行させたいと思っています。それで今回提示しました条例案は国が示しているものを載せています。例えば1～2歳の子どもの6人に対して1名の保育士をつけなさいという基準があり、それに対して基準額を支払う。従って、この例で手厚くするのであれば、5名のお子さんに1名の保育士をつけるということも可能です。ただし、そうすると市の持ち出し財源、もしくは保護者の負担が大きくなってきます。通常、この制度では上乗せによって基準を超えた経費は事業者にかかってきます。

先ほどから事務局で申し上げているのは、基準の部分は国のルール通りにやりますが、子ども・子育てのために努力される事業者がいれば、財政的な支援は可能とする文言を追加することを現在検討中ということです。

(石垣会長)

10月1日条例を施行したいということは、この協議事項は急ぎますね。

(事務局)

事業者が基準を超えたサービスを提供してお金がかかった場合、保護者との話し合いで賄うことは可能であり、その分は今回の条例に入っています。しかし今回新しく入れたいと言っているのは、子どもにとって本当に素晴らしい事業であると市長が認めたもの、例えば職員の質を確保するといったものがあつた場合に、特別に市が**支援を行う**という部分です。

(石垣会長)

おそらく今の部分は各委員のそれぞれのご意見があると思います。どのようなことに支援があるかの協議が必要になってくると思います。

(事務局)

その「特別な」部分はきちんと定義しなければいけません。ある事業者が子どもに行った事業に対して、市は果たしてお金を出してあげるかどうかというのは、しっかりとした基準をつくらないと出せないと思います。ただし、条例にそれが「できる」ということを追加することが可能ということですので、条例の方には「できる」という条項を入れておいて、どのような事業を該当させるのかというしくみは条例ではなくその下の規則なり要綱なりといった形式の基準は当然つくりたいと思っています。

(石垣会長)

その基準作りについては諮問を受けているので、皆さんとの協議が必要だと思います。

(事務局)

国が示したものを基にした条例の一部「できる規程」を設けたいと考えています。その案文は明後日までに委員の皆さんの手元に届くよう送付したいと思います。これは市の基本的な条例にかかる大変重要なものですので、この会議で条例に関しての諮問をしたいと考えています。届いた中身、どのような一文が加えられたのかをよくご覧いただきまして、来週の15日(金)までに事務局へご意見をください。これは来月の議会で提案の必要がある条例です。18日(月)に子ども・子育て会議を開催し、皆さんからの意見を基にした答申案を委員長と協議して作成し、皆さんにお示しした上でまたご協議いただきたいと思います。今回条例に追加するのはあくまでも「できる規程」を一文入れるというだけで、具体的なものを何か追加するといったことではありません。そこはご理解いただきたいと思います。

(石垣会長)

国から示された条例の中に盛り込むのですか。それとも別につくるのですか。

(事務局)

まずこの条例に「できる規程」を入れ、その上で市として一体何ができるのかという意見等は、今後の会議でうかがっていきたいと考えています。

(石垣会長)

わかりました。よろしいですか。それではこれで締めたいと思いますが、その他で何か準備していることがあればお願いします。

3. その他

(事務局)

皆さんに送付した第1回の会議録ですが、何か内容等に問題がなければご承認いただいたということで、公表させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(特に意見無し)

◎閉会の宣告 (20:16)

それではこれで第2回登別市子ども・子育て会議を終わります。次回は8月18日(月)を予定しています。

本日はありがとうございました。